

平成18年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成18年6月12日(月曜日)

議事日程第1号

平成18年6月12日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 表彰状の伝達
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 港湾交通対策について
- 日程第6 議案第150号から同第152号まで
- 日程第7 議案第153号から同第158号まで
- 日程第8 議案第162号から同第164号まで
- 日程第9 議案第159号から同第161号まで、議案第165号から同第169号まで、
議案第173号から同第175号まで
- 日程第10 議案第171号及び同第172号
- 日程第11 議案第170号
- 日程第12 陳情第3号から同第5号まで

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 表彰状の伝達
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 港湾交通対策について
- 日程第6 議案第150号から同第152号まで
- 日程第7 議案第153号から同第158号まで
- 日程第8 議案第162号から同第164号まで
- 日程第9 議案第159号から同第161号まで、議案第165号から同第169号まで、
議案第173号から同第175号まで
- 日程第10 議案第171号及び同第172号
- 日程第11 議案第170号
- 日程第12 陳情第3号から同第5号まで

応招議員 29名

出席議員 29名

| | | | | | |
|-----|-----|------|-----|----|------|
| 1番 | 甲村 | 聰君 | 2番 | 保坂 | 悟君 |
| 3番 | 笠原 | 幸江君 | 4番 | 渡辺 | 重雄君 |
| 5番 | 中村 | 実君 | 6番 | 平野 | 久樹君 |
| 7番 | 五十嵐 | 哲夫君 | 8番 | 田原 | 実君 |
| 10番 | 松尾 | 徹郎君 | 11番 | 保坂 | 良一君 |
| 12番 | 高澤 | 公君 | 13番 | 倉又 | 稔君 |
| 14番 | 久保田 | 長門君 | 15番 | 大滝 | 豊君 |
| 16番 | 斉藤 | 伸一君 | 17番 | 伊藤 | 文博君 |
| 18番 | 伊井澤 | 一郎君 | 19番 | 鈴木 | 文勢子君 |
| 20番 | 猪又 | 好郎君 | 21番 | 古畑 | 浩一君 |
| 22番 | 五十嵐 | 健一郎君 | 23番 | 山田 | 悟君 |
| 24番 | 池亀 | 宇太郎君 | 25番 | 大矢 | 弘君 |
| 26番 | 畑野 | 久一君 | 27番 | 野本 | 信行君 |
| 28番 | 関原 | 一郎君 | 29番 | 新保 | 信峰孝君 |
| 30番 | 松田 | 昇君 | | | |

+

+

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|---------|----|-----|-------------|----|------|
| 市長 | 米田 | 徹君 | 助役 | 栗林 | 雅博君 |
| 収入役 | 倉又 | 孝好君 | 総務企画部長 | 野本 | 忠一郎君 |
| 市民生活部長 | 小林 | 清吾君 | 建設産業部長 | 渡辺 | 和夫君 |
| 総務企画部次長 | 本間 | 政一君 | 企画財政課長 | 織田 | 義夫君 |
| 総務課長 | 小林 | 忠君 | 青海事務所長 | 山崎 | 利行君 |
| 民生事務所長 | 田上 | 正一君 | 福祉事務所長 | 小掠 | 裕樹君 |
| 市民課長 | 荻野 | 修君 | 商工観光課長 | 田鹿 | 茂樹君 |
| 市民生活部次長 | 早水 | 隆君 | 建設課長 | 神喰 | 重信君 |
| 健康増進課長 | 田村 | 邦夫君 | 建設局長 | 松沢 | 忠一君 |
| 農林水産課長 | 吉岡 | 隆行君 | ガ久水道局長 | 小松 | 敏彦君 |
| 新幹線推進課長 | 黒坂 | 系夫君 | 教育長 | 月岡 | 茂久君 |
| 消防長 | | | 教育委員会学校教育課長 | | |

教育委員会教育次長
生涯学習課長
中央公民館長兼務
市民図書館長兼務
勤労青少年ホーム館長兼務
監査委員事務局長 広川 亘 君

教育委員会文化振興課長
歴史民俗資料館長兼務
長者ヶ原考古館長兼務 山岸 欽也 君

事務局出席職員

局長 齊藤 隆嗣 君 次 長 小林 武夫 君
主査 松木 靖 君

午前10時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより平成18年第2回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、1番、甲村 聡議員、28番、関原一郎議員を指名いたします。

日程第2．表彰状の伝達

議長（松尾徹郎君）

日程第2、表彰状の伝達を行います。

議員10年以上勤続として、齊藤伸一議員、五十嵐健一郎議員が、全国市議会議長会並びに北信越市議会議長会から表彰されておりますので、これより表彰状及び記念品の伝達を行います。

事務局長（齊藤隆嗣君）

齊藤伸一議員、ご登壇願います。

〔16番 齊藤伸一君登壇〕

議長（松尾徹郎君）

表彰状 齊藤伸一殿。

貴方は市議会議員として10年、市政の振興に務められ、その功績は著しいものがありますので、第82回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成18年5月24日 全国市議会議長会会長 国松 誠、代読。

〔拍手〕

議長（松尾徹郎君）

表彰状 齊藤伸一様。

貴方は市議会議員として在職10年、よく市政の発展に務められ、その功績は誠に顕著なものがあります。よって、第81回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰します。

平成18年4月20日 北信越市議会議長会会長 渡辺 聡、代読。

〔拍手〕

事務局長（齊藤隆嗣君）

五十嵐健一郎議員、ご登壇願います。

〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

議長（松尾徹郎君）

表彰状 五十嵐健一郎殿。

貴方は市議会議員として10年、市政の振興に務められ、その功績は著しいものがありますので、第82回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成18年5月24日 全国市議会議長会会長 国松 誠、代読。

〔拍手〕

議長（松尾徹郎君）

表彰状 五十嵐健一郎様。

貴方は市議会議員として在職10年、よく市政の発展に務められ、その功績は誠に顕著なものがあります。よって、第81回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰します。

平成18年4月20日 北信越市議会議長会会長 渡辺 聡、代読。

〔拍手〕

日程第3．会期の決定

議長（松尾徹郎君）

日程第3、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る6月5日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大矢 弘議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢委員長。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

おはようございます。

去る4月12日と6月5日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成18年第2回市議会定例会に提出されました議案は、お手元配付の議案書のとおり専決処分の承認について9件、条例の制定及び一部改正について3件、平成18年度補正予算6件、その他8件の計26件であります。

このうち専決処分の承認についての9件については、委員会付託を省略し、本日即決でご審議いただき、そのほかの議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、ご審議いただくことで委員会の意見の一致をみております。

次に、本定例会の会期についてであります。本日6月12日から6月27日までの16日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。

日程については、お手元に配付の日程表をごらんください。

次に、請願、陳情の取り扱いについてであります。陳情3件が受理されております。

陳情第4号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情については、総務財政常任委員会へ、陳情第3号、「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情、陳情第5号、防災・災害関連を中心とした「公共事業」への転換と公共業務の民間化に反対する陳情については、建設産業常任委員会へそれぞれ付託の上、審査願うことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告についてであります。総務財政常任委員長、建設産業常任委員長、文教民生常任委員長から、閉会中の所管事項調査について、また、港湾交通対策特別委員長からは、委員会の中間報告を行いたい旨の申し出があり、本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、一般質問の通告締め切りから一般質問までの日数についてであります。現在は初日の午後5時まで受け付けの後、一般質問までの日数を中2日間としていますが、9月定例会より中3日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議会だよりについて、現在、一般質問を主に構成していますが、原稿のページ数の範囲で、議会や委員会の動きについても掲載することで、委員会の意見の一致をみております。

なお、4月12日の議会運営委員会では、一般質問通告について協議いたしております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から6月27日までの16日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月27日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第4．所管事項調査について

議長（松尾徹郎君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件につきましては閉会中、総務財政常任委員会、建設産業常任委員会並びに文教民生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

おはようございます。

去る4月21日と5月23日に総務財政常任委員会を開催いたしておりますので、その経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

4月21日におきましては、青海事務所及び消防分署の建設についてと、財政問題についての2点につきまして調査を行っております。

1点目の青海事務所及び消防分署の建設については、担当課より、1、平面図による構造等の説明、2、事業費及び特定財源充当額、3、実施年度は18年度とし、年度中の完成を目指している等の説明を受けております。

委員より、事業実施において住民や関係諸団体及び地域審議会への説明不足でなかったか。また、議会に対し実施設計にての審議ではなく、その前段階における説明が必要ではないかとの質問に、

この整備の計画に当たり、住民説明あるいは議会への説明が不足したことに對し、十分お詫びするとの陳謝があり、このことを反省しながら今後対応していく。

新しい施設については、ある程度の概略平面図ができたときに、市民あるいは議会に説明をし、その中で協議をしていく。

市全体にかかわるようなものについては、パブリックコメント制度を設ける予定にて、これを踏まえ、市民あるいは議会の意見を吸い上げていきたい。

との答弁がありました。

防災倉庫の備蓄品については、非常食や毛布及び救助器具の備蓄計画についての質問に、現在の全体計画では、毛布、非常食については、全体的な目標数量と順次計画するものを定めてあるが、救助機器については今現在消防で持っているもの、消防団で所有しているものも含めて、これから全体数を把握しながら計画していきたいとの答弁。

このことに対し、防災備蓄品として毛布、緊急食料なども大事だが、ここに助けてもらいたい人がいるのに、道具がなくて助けられなかったということがないよう、早急に実施すべきとの要望がなされております。

その他、若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

続きまして、2点目の財政問題については、総務企画部長より、総合計画の基本計画における事業財政計画の事業で、19年度からの5年間の事業見通しについて、当時の財政と企画の中で協議したところ、歳入と歳出で乖離が生じてきたと判明。大きな問題であるので、議会の皆さんからも現状について承知してもらいたく、説明させてもらいたいとの説明の後、担当課より、財政収支見通しの素案として、1、財政収支見通しにおける前提条件、2、新市建設計画と比較した財政見通し、3、財政収支見通し結果、4、新市建設計画との比較、5、平成16年度決算の市町村財政比較分析表のそれぞれについて説明を受け、委員より活発な質疑がなされております。

主だったものとして、

なぜ今財政見込みを提出してきたのか、予算編成時点で把握できなかったのかについては、財政見通しについては、総合計画の各事業を積み上げし、歳出についてどれぐらい必要かわかった段階で初めて出るもの。予算審議のときは、まだ集計できなかった。

地方自治体で課税自主権が認められていることについての考え方については、本市としての目的税の基本的な考え方については、税を考えると最終的な手段と考える。新たな目的税を創設するのか、現在の税の基準、税率を標準税率から何%か上げて徴収するのか、二通りの方法になると思う。新しい税になると、事務的なことやコンセンサスも大変必要。過去の例を挙げると、標準税率の何%かアップした形で、市民に負担を願うという形が考えられる。

税の問題については、上げる、上げないは最終的な窮余の策となると思うので、今ある税額、あるいは歳入に見合った歳出を展開することが第一であるとの答弁。

財政問題は所管のみでなく、議会全体の問題であるとの意見については、総合計画についての全員協議会が開催されることから、その中で説明を行うとの答弁がなされております。

なお、委員より、財布のひもを締めるのは大事だが、一方には、歳入歳出の格差を埋めるためには、財源を確保するという考え方が必要。財源をふやしながらか支出を減らしていくという考え方を持たないと、都市の発展性は狭まる。このことを踏まえ、今後の検討課題の中で十分含んでいただきたいとの要望がなされております。

次に、5月23日に開催の委員会におきましては、地域情報化の推進についてで、基盤整備について及びパブリックコメント制度についてを審議いたしております。

1点目の基盤整備については、冒頭、助役より、市長からコミュニティ情報を伝達するためのシステムとして、初期投資、施設管理、維持運営、利便性、普及度、市民負担等、多角的に幅広く検討するよう指示されており、情報化についての初期の目的を達成するため、最少の経費で最大の効

果を上げるべきシステムを検討したいと思っているとの発言の後、新たな提案について、担当課より資料に沿って説明がなされました。

新たな提案として、CATVサービスにおいては株式会社情報システムコミュニケーションズの事業を、インターネットサービスではNTTが糸魚川版Bフレッツ、Bフレッツは1本の光ファイバー回線で電話もテレビも可能なものですが、そのBフレッツを提案してきました。

各委員より、技術面や費用及びビジョン等について活発な質疑がなされていましたが、新たな提案については詳細な内容がないことと、補助制度の国の動きや情報不足及び分析資料、比較資料の提示不足との意見があり、次回委員会までには対応するよう要望しております。

なお、総務財政常任委員会として、次回の委員会には市長出席を申し入れ、また、各委員より必要な資料請求と、情報基盤整備についてあらかじめ質問を書面にて担当課へ提出いたしております。

2点目のパブリックコメント制度につきましては、目的として、市民の声を行政に反映させるための1つの手法として採用したい。流れとしては、議会提案の前に市民に素案を公表し、意見を募集し、提出された意見を確認、採用・不採用の決定をして、その結果と理由を公表する。これにより、より市民の声を行政に反映するということであり、その後、担当より、要綱について詳細な説明を受けております。

委員より活発な質疑がなされておりますが、特段報告する事項はありません。

以上で、総務財政常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

総務財政常任委員長に報告の1点目についてお尋ねいたします。

青海事務所、消防分署建設事業の報告であります。市側より平面図の提示で説明があったというふうに聞き取りました。これまでのこの事業の進め方について市は反省をし、お詫びをしたということですが、この事業についての事業計画の立面図の配付、添付はきょうもされていないわけですが、委員会においても平面図だけで進めてこられたんでしょうか。まず1点、この辺についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

本日、お手元の中にも総務財政常任委員会のときに示されたものがありますが、それを示されただけであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

例えば2階にまちづくりサポートセンターというのが設置されています。このことについても私は非常に北側に設置されていて、市民が使うには使い勝手が悪い、暗いのではないかというふうにいつか質問しました。そのときに市側が、屋上のフラットから明かりを取るのでは暗くはないという説明があったんですが、その後、立面図、パースも提示されていないので、どういう感じになるのか。私はこの青海事務所、消防分署もイメージがつかめないんですね、平面図だけではということです。

先ほど委員長の報告で、市が反省して、お詫びをしているということですので、当然、平面図だけではなくて、4億を超える事業ですので、ある程度の資料配付というのは必要でなかったかと今受けとめて質問したわけです。ないということですので、これは市側が反省、お詫びというのは、ある意味ではどうなのかなというふうに感じました。

2番目の質問ですが、新しくできた段階でパブリックコメントを求めて、議会と市民の意見を反映させていくということですが、入札が終わって工事がもちろん進んだ段階で、議会と市民のパブリックコメントを求めて反映するって、どういうことに反映するのか。具体的なもの、つまり青海事務所の運営とか消防の運営について反映していくのか。今これは事業計画の概要報告でしたので、まさに箱物のパブリックコメントでなければいけないのに、これは本当に時期が重要でないかと思うんですね。それで委員長報告でそのように言葉が出ましたので、あえてパブリックコメントを議会、市民から求めて、どういうふうに反映させていくのかということ、具体的にお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

まず1点目の青海事務所及び消防分署の件については担当課長の方から、今回はこの青海事務所及び消防分署に関してのパブリックコメントではなく、この次の段階からやらせていただきたいと、こういう報告がありました。

それからパブリックコメントについて、どのようにやっていくかどうかということについては、私たち委員会としても十分精査をし、質疑を行っております。前にも申し上げましたとおり、やはり鈴木議員におかれましては総務財政常任委員会に出席していただいて、そこで一生懸命みな精査して、質疑応答しているところを聞いていただきましたかったこと。

それからもう1点は、もしそういう意見があるんでしたら担当課の方に言って、もう一度そのことについてぜひ強力に鈴木議員の意見を申し述べて、流れを把握していただきたいと思います。

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員に申し上げます。

質疑においては、よく整理をして発言してください。今ほどの質疑については、やや委員長報告からずれているようにとりましたので、その辺、注意をして発言していただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

議長が今そのように申されましたが、具体的にどこが外れておりますか。

議長（松尾徹郎君）

ちょっと休憩をお願いいたします。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

パブリックコメントという質問をいたしました。この言葉については委員長報告の中で出てきたものでありますので、どのように反映していくかというふうに質問しました。そして委員長が、これはこの青海事務所、消防でなくて、今後のことだと報告されましたので、私は了解しましたと発言しようと思っていまして、議長から指摘を受けたということです。パブリックコメントに関して、今後反映していくということは、この事業ではなくて、今後の事業を反映していくという点で私は了解いたしました。

それから委員長から傍聴云々がありましたが、当然傍聴して、そこで意見を述べるということは大事なことです。本市議会においては傍聴は、その他のところで議事録も残りません。質疑は受け付けられませんので、やはり本会議中心の議会運営であれば、この場において若干の質問の中で意見が入るのは、いたし方がないと思うんですね。全く意見を入れるなということで、質問に徹するという議長の方向であれば、今後、他の議員もそのように徹底してほしいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

まず、パブリックコメント制度については、4月1日から実施するという要綱がもうできています。鈴木議員からは、もう要綱ができてる段階でありますので、それをぜひ読んでいただきたい。

それからもう一つは、議事録の載る、載らないの問題でありましたら、これはあくまでも担当課長、また事務局に行って聞いていただいただけで済む事柄を、こういう貴重な議会においてこういう発言を、ただ議事録に残すためでしたら、これはいかなものかというのは私の考えであります。

議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認めます。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

当建設産業常任委員会では、閉会中の5月25日に所管事項調査を行っていますので、ご報告いたします。

観光振興の平成17年度（2006）シーズン、市内スキー場の入り込み客状況について、特に、シャルマン火打スキー場について報告します。

委員より、イベントの開催やハーフパイプの整備について、昨シーズンと比べて変わったところはあるか。また、食堂の対応など話し合いや指導をしているのかとの質問に対し、イベントについては見直しをかけて、かなり減っている。ハーフパイプは経費の都合上、従前より質が落ちた面もある。食堂の利用形態はいろんな苦情、ご意見をいただいております、業者と十分に話し合う予定であること。

また、入り込み客の31%の落ち込み、今回の減収に対して何が原因で、来シーズン以降、どういう対策をとるのか。リフトの支柱の管理をどうするのかとの質問に対し、内容を把握し、状況を分析し、対策を練り、関係者にしっかりと指示をしまいたい。電柱等の損傷の対応については、どういう方法がいいのか検討をさせているので、抜本的な対策が上がってくるものと思っているとの答弁でありました。

なお、本件につきましては、委員会集約することに全会一致で決議されており、内容といたしましては、減収の原因究明、増収対策、リフトの支柱対策等を9月の決算認定までにまとめて、報告していただきたいこととあります。

また、その他の調査項目として定期観光バスについて、糸魚川商店街区活性化研究会報告書について、ガス水道局庁舎改修計画について、下水道事業について説明を受け、活発な質疑がございましたが、特段ご報告すべき事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

当文教民生常任委員会では閉会中の5月16日に、所管事項調査を行っていますので報告いたします。

調査は、1、アスベストへの対応について、2、学校施設整備について、3、スポーツ振興について、4、文化財の保護と活用についてを現地調査を行い、その後、現地調査に基づく机上調査、及び5、社会福祉施策の充実について、6、社会福祉施設の現状と課題についての机上調査を行いました。

現 地 調 査

1．アスベストへの対応について

根知小学校のアスベスト除去工事に伴う仮設教室での学習状況、及び工事状況を調査しました。

新年度に入り体育館を間仕切り仮設教室を設置して、5月3日に引っ越し、同8日より授業を行っているとのことでした。

校長室、職員室、特別教室などを除いた普通教室は、出入り口に戸がなく開放されており、束縛感はありませんが、児童になれがなかったせいか落ち着かないということで、当初の計画になかったカーテンを取りつけたところ、非常に喜ばれているとのことでした。ただ、窓がないため、これからエアコンの増設工事を行う必要があるとのことでした。

アスベスト除去工事の進 状況は、アスベスト除去の前仕事である天井や壁のボードを取り外す工事をしていました。

2．学校施設整備について

田沢小学校校舎を、耐震構造校舎に建て替えるための整備事業で、平成17、18年度で校舎を、19年度で体育館とプールを建設するものです。ここでは低学年の1、2、3年生は既設校舎で授業を受け、4、5、6年生の高学年は仮設校舎で授業を受けていました。仮

設校舎には、エアコンが設置されておりました。

工事は4月末日現在50%の進率で、8月末には校舎が完成、9月末までに引っ越しを終了させ、10月2日より新校舎において授業を行う予定です。

3. スポーツ振興について

(1) 市民総合体育館駐車場整備事業

現在、市民総合体育館の駐車場は60台分しかないため、総合体育館敷地の北東部4,067平方メートルを買収し、駐車場の整備を行うものです。

これにより、新たに150台が駐車可能となり、現在の60台と合わせると210台ということになります。現在の駐車区画の幅が一番狭いものを採用しているため、少し余裕をとった区画にして、200台程度の駐車場になる予定です。

(2) 美山陸上競技場

美山陸上競技場は第3種公認陸上競技場であり、5年ごとに公認更新検査を行わなくてはなりません。

陸上競技場は盛土部分にひずみが出ており、トラックが相当波打った状態でした。公認更新期限の平成20年7月31日に向け、教育委員会としては貴重な競技場であると認識しているので、ぜひ公認を取っていききたいとのことでした。

(3) 美山グラウンドゴルフ場

美山第1テニスコートを現地視察しましたが、雑草が生え、とてもテニスのできる状態ではありませんでした。美山第1テニスコートは、第2、第3テニスコートが整備されたときから徐々に利用者が減り、現在では、利用申し込みはないとのことでした。

そこで、第1テニスコートとその周辺を、美山グラウンドゴルフ場として整備したいというものです。

4. 文化財の保護と活用について

(1) フォッサマグナミュージアム

ことし4月末日現在で、およそ69万5,000人の入館者があり、入館70万人セレモニーを考えているとのことでした。

現状の建物については、景観や現在のデザインを壊すことなく、配置や機能を考慮しながら必要な施設を検討するとのことでした。

(2) フォッサマグナパーク遊歩道の決壊

フォッサマグナパークへ至る遊歩道は、今冬の豪雪により3カ所が決壊し危険なため、国道148号側の入り口からは通行禁止となっています。

決壊場所はバスの中から確認できますので、担当より車中で説明を受け、車中より確認した後、東中地区の入り口駐車場へ行きました。東中地区からも入り口があり、そこから遊歩道を通ってフォッサマグナパークへ行くことができるとのことでした。

机上調査

机上調査は、現地調査をしてきたことを中心に審査しました。その主な質疑、答弁を報告します。

アスベストの対応については、除去したアスベストを搬出するときに、風などで飛散する恐

れがあると思われる。どのように対処するのかとの問いに対し、屋外に搬出するときは、二重、三重の梱包をした上で、最終処分場の受け入れ日まで仮置き場で保管する。仮置き場でもアスベストが飛散しないように、袋などで梱包して保管するとの答弁がありました。

次に、学校アスベスト健康診断結果について、所管課から説明を受けました。

その主な内容は、学校アスベスト健康診断は吹き付け露出アスベスト建材が使用されていた小学校8校の卒業生、及び在校生に対して本年2月から実施した。

受診状況は、在校生26名、卒業生が47名、計73名が受診し、第1次レントゲン検査では72名が異常なし、1名が要2次検査、CT検査となった。その1名は、旧姫川中学校卒業生の一般人で、2次検査の結果、異常なし。アスベスト健康診断は、これで終了としていきたい旨の説明でした。

これについて何点が質疑応答はありましたが、特別報告すべき事項はありません。

学校施設整備についても若干の質疑、答弁はありましたが、特段報告すべきものはありませんでした。

スポーツ振興については、駐車場に直接関係ないが、市道大野系魚川2号線から総合体育館への出入りが、交通安全の面で非常に危険である。今後の考えはとの問いに、建設課では視界をさえぎっている倉庫を買収、移転し、出入り口を拡張することを計画しているとの答弁がありました。

また、総合体育館というが、現在、体育館施設と若干の施設があるだけで、他市の総合体育館と比べ施設は十分でない。駐車場を広げることも含め、これから総合体育館をどのような形でスポーツ振興の核としていくのかとの問いには、総合体育館は、当初、土地収用法で事業認可を受けた建物で、そのときの計画書では、体育館のほかにプールと弓道場及び相撲場を入れた格技場が計画されていたが、合併時の新市建設計画において、具体的な計画はないとの答弁がありました。

美山陸上競技場については、公認競技場にするには5億円以上かかるというが、地質調査を行った上で積算した金額かとの問いには、地質調査の委託、測量の実施、競技場の全面撤去、地盤改良工事を積算した金額が5億3,569万円で、地質調査の結果といろいろな工法により、もう少し安価にできないかを検討しているとの答弁がありました。

これについて美山陸上競技場は、地質調査をしっかりと行い、その結果、少々費用がかかることになったとしても、継続して公認を取得する必要があるとの意見がありました。

美山グラウンドゴルフ場については、グラウンドゴルフの振興には異論がないが、芝が張ってある空き地は、どこへ行ってもグラウンドゴルフを行っており、子供がサッカーをしようと空き地へ行っても、サッカーのできる場所がない。子供や親から不満の出ないような取り組みをしているのかとの問いには、グラウンドゴルフは、どこでも、だれでも、気軽にどんな場所でもできるということが、1つのうたい文句になっており、芝を張ってある場所や、レアグラウンドなどで行ってる実態がある。今までグラウンドゴルフ場の整備が足りなかった面もあるが、グラウンドゴルフのできるスペースがふえてきているので、グラウンドゴルフ協会と話をしながら、整理していきたいとの答弁がありました。

次に、文化財の保護と活用については、博物館の実習生は大学の1つの単位取得として認め

られているため、博物館での実習受け入れを充実させ、通年受け入れを行っていただきたいがとの問いには、博物館実習生については開館時から継続して実施しているので、今後も積極的に行っていきたい。ただ、受け入れた場合は約1週間、学芸員が1対1で指導しなければならないところに問題があるとの答弁がありました。

また、ナウマン博士とのふるさととの国際交流について、今後の取り組みはとの問いには、ナウマン博士を検証する施設としては日本で唯一であると思っており、ナウマン博士の功績は、ここに来ればすべてわかるという、特異的な分野での展開を図っていけると思っている。

国際交流についてはナウマン博士の子孫が、昨年、いすの寄贈で来ており、その縁を頼りに交流等の考えも進めていきたいとの答弁でした。

フォッサマグナパークの遊歩道の決壊については、災害復旧の査定が6月22日と聞いたが、今年度の利用はできないのではないかととの問いには、査定が終わってから仕事に入るので、今年度中は無理であると建設課から聞いている。東中の入り口からもフォッサマグナパークへ行くことができるので、案内図を作成して配布している。国道148号入り口にも看板を設置して、遠回りではあるが、見学できるような対応を実施しているとの答弁がありました。

その後、福祉事務所から社会福祉施策の充実についてということで、障害者自立支援法の内容、社会福祉施設の現状と課題についてということで、みやまの里増床の経過と今後についての説明を受けました。

これらについて何点かの質疑、答弁はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、文教民生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第5．港湾交通対策について

議長（松尾徹郎君）

日程第5、港湾交通対策についてを議題といたします。

港湾交通対策特別委員会に付託中の本件について、同委員会から中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

畑野久一港湾交通対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野委員長。〔26番 畑野久一君登壇〕

26番（畑野久一君）

港湾交通対策特別委員会の中間報告を行います。

1. 昨年12月定例会初日以降の主な経過について、まずご報告いたします。

(1) 委員会の開催は、1月24日、4月14日、6月2日に、それぞれ行っております。

(2) 総会等への出席は、5月17日、新幹線長野系魚川間フル規格協議会総会、5月30日、糸魚川国道8号整備促進期成同盟会総会、6月5日、姫川港整備促進期成同盟会総会に、議長並びに特別委員長がそれぞれ出席しております。

(3) 東バイパス建設促進を目指し、沿線住民代表、産業界代表、勤労者代表など12名と、4月14日、2時間余にわたり住民懇談会を市役所にて開催し、貴重な意見交換をすることができました。

(4) 市外調査として、5月9日午前、上越市へ高規格道及び新幹線駅周辺整備、同じく午後には飯山市へ新幹線駅周辺整備調査に出かけております。

2. 次に、今ほどの5月9日の市外調査の集約を6月2日に行っていますので、以下、ご報告いたします。

(1) 上越魚沼地域振興快速道路の建設についてでございます。

このルートは上越から十日町、そして旧六日町間約60キロメートルの区間で、現在、国道253号経由では1時間45分かかるのが、これが完成いたしますと45分に短縮される路線であります。

このうち上信バイパスの2キロメートル、上越三和道路の7キロメートル、八箇峠道路の10キロメートルは国土交通省が、三和安塚道路9キロメートルは新潟県が、それぞれ整備区間として担当しております。

また、安塚松代間の13キロメートルは、既に調査区間となっているが、松代から十日町間の16キロメートルは、未指定の状況でありました。

上越寄りの三和安塚道路2本のトンネルは、既に貫通していましたが、旧三和村は用地買収と遺跡調査の最中でありました。

(2) 北陸新幹線（仮称）上越駅周辺整備について

信越本線を約100メートル西側へ移設するため、駅舎建設費を含め約30億円で軌道施設1,781メートル移設事業が見込まれておりました。

駅周辺の土地区画整理事業として、29ヘクタールを113億円、15年間の事業として計画しておりましたが、昨年11月に釜蓋遺跡が発見されたため、若干の見直しが必要となっております。

駅舎へのアクセス道路整備として、都市計画道路2本が県代行で整備される計画になっていました。

以上の3点は、いずれも在来線も生かし、健全な市街地形成を目指した新たなまちづく

りとの深い関連があり、当市は現駅併設の意味を最大限に生かしたまちづくりへの積極的な取り組みが必要であるとの意見が集約されております。

(3) 北陸新幹線飯山駅周辺整備について

飯山線飯山駅を南側へ約300メートル移設し、新幹線駅舎と統合することになっております。

当初、駅舎周辺整備区域を約20ヘクタールと想定していましたが、市町村合併の不調と財政逼迫にかんがみ、7.7ヘクタールの事業計画へ縮小して、今年3月、知事認可を得たとのことであります。

広域的なアクセス道路の強化として、約40億円事業である中央橋の架け替え、飯山斑尾新井線バイパスの整備、中野飯山線の改良等が、長野県の協力を得て予定されておりました。

関係者で構成された都市空間デザイン会議において、駅舎及び周辺のまちづくりコンセプト、及び将来ビジョンを明確にした上、道路網を含めた有機的つながりを持った整備方針案が検討されていたことは、当市にとって大変参考にするべきとの集約をされております。

3. 次に、4付議事件、その後の動きについてご報告を申し上げます。

(1) 姫川港の整備についてでございます。

今年1月25日、2005年ポート・オブ・ザ・イヤーグランプリの授与式が東京で行われ、これに米田市長が出席し、受賞されております。

17年姫川港貨物取扱量は、12月の時化続き等がありましたが、2年連続560万トン台を記録し、活況を呈しております。

18年度港湾整備事業費は16億円と、従来の14億円ベースを大幅に上回るとともに、環境整備費2,000万円も調査費として計上されたことは、大きな成果を上げることができました。

(2) 東バイパスの建設促進

18年度事業費は約24億円で、対前年40%近い大幅な伸びとなり、今後の整備促進に大きな期待が寄せられています。

事業費の内訳として、田伏を中心とする84件の用地買収に約12億円投入し、今年度で用地買収は終了見込みであります。

工事は横断ボックス橋梁が田伏、大和川でも新たに着手され、従来の3.4倍、7億円、ほかに遺跡調査5億円が見込まれております。

田伏トンネルの着手は19年度に予定されており、当面の梶屋敷から大和川間の暫定供用開始時期は、今年夏までに発表される予定であります。

(3) 松本系魚川高規格道路の整備

18年度の取り組みとして、国道148号沿線地区懇談会を7月から8月にかけて、平岩、小滝、根知、大野、今井、上刈地区住民と、事業所でそれぞれ開催する。

松系道路への意見や要望集約のため市民アンケート、中学生アンケートを8、9月に実施したい。

10月には市民啓発事業を開催し、年度内には市内ルートの策定に結びつけたいのが現

在の状況であります。

(4) 北陸新幹線の建設でございます。

18年度の北陸新幹線全体の事業費は856億円で、対前年比40億円アップして順調に推移しております。

18年3月31日現在の市内用地取得状況は、買収予定面積約21万平米中、14万1,738平米と約65%となっております。

家屋等物件補償状況は190件近い予定中、ほぼ大勢が整いました。

18年3月3日、今村新田高架橋下部工ほか13億6,290万円で若築・丸山JVに発注となっております。

大和川地区の入札は、用地買収と遺跡調査が残っており、18年度後半と見込まれております。

以上が、4付議事件の現況であり、松糸道路以外は前進、またはその兆しを実感されるものの、今後とも当特別委員会は精力的に調査活動、要望活動、市民啓発活動に努める所存でございます。

以上で、港湾交通対策特別委員会の中間報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで11時10分まで休憩といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第6．議案第150号から同第152号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第150号から同第152号までを一括議題といたします。

提案理由の説明とあわせ、当面する問題について市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成18年第2回糸魚川市議会定例会の招集に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本定例会におきまして、条例の制定、改正をはじめ、契約の締結、補正予算など26件の議案のご審議をお願いいたしたいものであります。

議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、この機会に当面いたしております主要事項12点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、本年度の公共事業関係予算の内示状況について、ご報告申し上げます。

お手元に配付しました行政報告参考資料をごらんください。

まず、市営事業につきましては18件で31億2,400万円、県営事業につきましては26件で66億5,500万円、国直轄事業では6件で44億7,300万円。その他、土地改良区は4件で9,500万円、新幹線整備は長野富山間で736億1,700万円の内示となっております。

特に、国道8号糸魚川東バイパスは大幅な増額となり、北陸新幹線についても新たな発注が予定され、いずれも工事が本格的になるものと期待をいたしております。

なお、詳細につきましては、資料のとおりであります。事業間調整等により事業費が変更となる場合もございますので、ご了承願います。

2点目として、平成17年度一般会計の決算概況についてご報告申し上げます。

平成17年度一般会計の予算総額は、後ほど説明させていただく専決補正後で307億8,845万円となり、平成16年度からの繰越明許費を加えて311億5,570万円ですが、歳入総額では308億2,200万円、歳出総額は291億2,500万円の決算見込みとなり、差し引き16億9,700万円が18年度への繰越金となりました。

このうち2億7,200万円は繰越明許費の財源となりますので、純繰越金は14億2,500万円です。この繰越金につきましては、平成18年度予算で10億円を計上しており、また、本定例会に提案しております補正予算の財源として6,500万円を計上いたしましたので、残額は3億6,000万円の見込みであります。

3点目として、一般旅券発給業務の当市への移譲について、ご報告申し上げます。

一般旅券の発給業務、いわゆるパスポートの発給業務は、現在、県において事務を取り扱っており、県内の6カ所、近くでは上越市内の上越県民サービスセンターで行っております。

しかしながら、県では今年の10月から取り組みが可能な市町村に、旅券作成業務を除いて申請

書の受理、交付にかかる事務を移譲することでありまして、当市におきましても10月からの実施に向けて準備を進めることとし、今回の補正予算に係る経費を計上いたしましたところであります。

なお、旅券の申請書類の受け付けは、本庁と能生、青海の両事務所で行い、旅券の交付等は当面、本庁のみで取り扱うこととしております。

4点目として、横町地内の国有地取得について、ご報告申し上げます。

この国有地につきましては、管理を行っている財務省新潟財務事務所から国の処分方針や予定についてお聞きし、対応を協議してまいりました。

当市といたしましては、現段階では具体的な利用計画はありませんが、地元から地区民の憩いの場として利用してほしいという要望書をいただいております。

また、市街地で、これだけまとまった一団の土地を取得する機会も滅多にないことから、当面は、多目的広場として買い取りをいたしたいと申し出をすることにいたしております。

取得にかかる予算措置につきましては、用地の先行取得であることから土地開発基金で対応する予定であります。面積及び価格等が決まりましたら、再度、ご報告申し上げます。

5点目として、都市交流について、ご報告申し上げます。

本市の都市交流につきましては、合併以来、糸魚川市姉妹都市提携協会を主体に、姉妹都市や友好都市との交流を進めてきたところでありますが、去る5月31日に開催いたしました姉妹都市提携協会の総会におきまして、会の名称を「糸魚川市都市交流協会」に変更し、また、姉妹都市として長野県塩尻市、さらに友好都市として北海道新ひだか町、岩手県葛巻町、長野県山形村、福井県大野市及び兵庫県南あわじ市を位置づけし、市民レベルの交流を主体に、積極的に交流を推進することといたしております。

今後は、能生地域、青海地域の市民の皆様にも積極的に都市交流協会にご参入いただき、新市一体となった都市交流を進めてまいりたいと考えております。

6点目といたしまして、救急医療体制と医師確保対策について、ご報告申し上げます。

前回の市議会定例会において、救急医療体制については糸魚川総合病院、及び姫川病院の医師の減少により、365日24時間体制が維持できなくなる恐れがある旨の報告をいたしましたが、現在の状況についてご報告申し上げます。

幸いにも従前どおりの救急医療体制が確保されることとなりましたが、平日夜間10時までの、いわゆる1次救急については、4月以降、医師会及び糸魚川総合病院のご尽力により、開業の医師が同病院に出向いて診療に当たるなど、県内にも例を見ない糸魚川方式として運用されております。

一方、休日、夜間のいわゆる2次救急については、医師が減少したにもかかわらず、糸魚川総合病院及び姫川病院のご協力により、引き続き県内にも数少ない通年での24時間体制が維持されております。

また、新聞報道にもありました、糸魚川総合病院の産婦人科医師の確保につきましては、派遣元の1つである富山大学附属病院から、来年度以降の派遣条件といたしまして、1、糸魚川総合病院が独自に産婦人科医を1名確保すること、2、分娩件数について、臨床研修病院としての要件である200件以上の確保をすること、この2つの条件が提示されております。

このため糸魚川総合病院では、医師確保や分娩件数の向上対策に取り組んでいるところでありますが、市といたしましても少子化対策、地域の安心・安全の確保のためにも重要な課題であること

から、同病院との連携はもとより、必要な支援についても検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、医師確保、特に産婦人科医の確保につきましては、全国的に地方での確保が厳しい状況にありますが、引き続き関係機関への要望はもちろん、さまざまな取り組みを行ってまいります。

7点目として、みやまの里増床工事について、ご報告申し上げます。

特別養護老人ホーム「みやまの里」の30床増床事業につきましては、設置者の社会福祉法人奴奈川福祉会が事業主体となって、国、県並びに市の補助を受けて建設を進めてまいりました。30床すべてが個室で、ユニット型として生活できる施設で、市内では特別養護老人ホーム「おおさわの里」に次いで2番目の施設であります。このたび予定どおりに建設工事が完了し、6月5日から入所を開始いたしております。

8点目として、学校アスベスト健康診断の結果について、ご報告申し上げます。

吹き付け露出アスベスト建材が適用されておりました、小学校8校の在校生と卒業生の健康不安に対し、迅速かつ適切に対応するために、2月8日から健康診断に取り組んでまいりました。

在校生26名、卒業生47名の73名が受診され、いずれの方も検査の結果は異常なく、安堵いたしております。これにより一応の区切りがついたものと考え、相談窓口の体制を、今後は通常業務の体制の中で行ってまいります。

また、8校のアスベスト除去工事につきましては、根知小学校は体育館への仮設校舎の設置を終えまして、校舎のアスベスト除去工事を進めております。ほかの7校につきましても、既に工事の発注を終えており、夏休みに除去を行うため、現在、工程の詰めなどを行っているところでありますが、今後とも学校との連携を密にして、安全確保をはじめ適切な対応をとってまいります。

9点目といたしまして、学校防火シャッターの安全管理について、ご報告申し上げます。

ご案内のとおり、去る6月7日、五泉市立村松小学校において、児童が点検中の防火シャッターに挟まれ、一時、意識不明となる事故が発生いたしました。

当市の学校では、小学校18校中10校、中学校5校中4校の計14校に防火シャッターが設置されておりますが、直ちに各施設の調査、確認を行うとともに、各学校を通じ児童生徒への安全指導を行っております。

青海地域での4校の防火シャッターにつきましては、最近の作動点検を行ってまいりませんでした。今後、早急に14校の防火シャッターの作動確認点検などを実施するとともに、安全管理と児童生徒への指導を徹底し、このような事故の未然防止に努めてまいります。

また、現在、エレベーターの事故も大きな社会問題となっておりますが、本市施設のエレベーターにつきましては、定期点検などを行っており、問題は発生いたしておりません。今後とも適切な点検管理を行い、安全確保に努めてまいります。

10点目といたしまして、関川・姫川連合水防練習の実施状況について、ご報告申し上げます。

去る5月27日に姫川右岸の河川敷において、国土交通省北陸地方整備局、新潟県、糸魚川市などが主催する、平成18年度関川・姫川連合水防演習を実施いたしました。

市内で10年ぶりとなる大規模な水防演習には、本市と上越市、妙高市の消防団795名をはじめ、国や県の防災関係機関、自衛隊、市民など総勢1,500人が参加し、情報伝達訓練、水防工法訓練、ヘリコプターによる救助訓練などが行われました。

折からの強風にもかかわらず、会場には4,100人が来場し、水害から住民を守る水防活動への理解を深める機会となったことと思います。引き続き、水防対策をはじめ安全で安心な地域づくりに努めてまいります。

なお、会場跡地の活用につきましては、高田河川国道事務所から、その内容を協議したい旨、ご了解をいただいておりますことから、市内スポーツ団体等の皆様のご要請をお聞かせいただき、その整備の可能性や手法について高田河川国道事務所と調整をしながら、要望してまいりたいと考えております。

11点目として、除細動器配備事業の取り組みについて、ご報告申し上げます。

この事業は今年度から4年計画で、公共施設45カ所に44台を配備することとしておりましたが、昨年の愛知万博会場に設置した際の救命効果が注目されたことから、全国的に普及が進んでまいりました。

市内でも去る5月の中旬に、学校の夜間開放利用中の小学生が心臓発作を起こすという事故が発生したことにかんがみ、この計画を前倒しいたしまして、予定の全施設に配備するため今定例会の補正予算に、この経費を計上いたしております。

また、この事業を効果的に進めるには、AEDの取り扱い方法の普及が大切であります。これまで約700名が受講しておりますが、先日、議員の皆様からも多数受講いただき、AEDについてご理解をいただいたところでございます。今後とも配備先の施設の職員をはじめ、多くの方から講習会に参加いただくように働きかけてまいります。

最後に、青海地域産業団地への企業進出について、ご報告申し上げます。

申し出のありました企業は、現在、青海地域産業団地内のすぐ北側の大字寺地に立地しておる杉本電機工業株式会社で、トンネル掘削用機械を中心とする建設産業用機械賃貸業を営んでいる会社でございます。

全国的な公共事業の減少に伴い同業者の廃業が進んでいるため、同社に多くの発注が寄せられ、最近の民間投資の増加も加わって、需要に対応できなくなっているとのことでございます。そのため、隣接する青海地域産業団地の一番北側の用地約1万4,000平方メートルを借地し、現行の修理工場とほぼ同じ大きさの建物を早急に建設したい旨、去る4月に申し出があったものであります。

市といたしましては、進出予定地内にある私有地への対応を含め、積極的に応じてまいる考えであり、今定例会に関連する市道の廃止と用地関係の補正予算を計上しております。

以上、当面する主要課題につきまして、ご報告を申し上げますが、議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、招集のごあいさつとさせていただきます。

引き続きまして、提案しております議案について、ご説明を申し上げます。

議案第150号は、市税条例の一部改正の専決処分の報告、議案第151号は、都市計画税条例の一部改正の専決処分の報告、議案第152号は、国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告でありまして、いずれも平成18年度税制改正に伴う地方税法の一部改正等によるものであります。

議案第150号の市税条例の一部改正の主な改正点は、市民税関係では税源移譲に伴い個人市民税の所得割の税率を一律6%とする改正や、所得税との人的控除額の差に基づく負担増に対する減

額措置としての調整控除の創設、及び市たばこ税の税率引き上げに伴う改正等であります。

固定資産税において負担調整措置の見直しにより、現行の前年度分の課税標準額に一定の調整率を乗じて、当該年度の課税標準額とする方式から、前年度分の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加算した額を、課税標準とする方式に改められたことに伴う改正等であります。

議案第151号の都市計画税条例の一部改正の主な改正点は、今ほどの市税条例の一部改正における固定資産税部分に係る改正等であります。

議案第152号の国民健康保険税条例の一部改正の主な改正点は、介護納付金に係る限度額の引き上げ、公的年金等控除の見直し、及び老年者控除の廃止に伴う経過措置が設けられたことによる改正であります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長に説明をいたさせます。

以上であります。ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

田上市民課長。〔市民課長 田上正一君登壇〕

市民課長（田上正一君）

おはようございます。

ただいま市長からご説明がありました市税条例等の3つの条例改正につきましては、地方税法の一部改正に伴うもので、他の市町村と同様の内容で改正を行うものでございます。

まず、市税条例の一部改正からご説明を申し上げます。

主なものについてご説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。

第13条第2項につきましては、個人市民税の非課税の範囲の規定で、個人市民税の均等割非課税限度額の改正により、算定に用いる加算額を17万6,000円から16万8,000円に改正するものでございます。

第19条の関係は、均等割の税額に係る規定で、地方税法の改正にあわせて条例上の語句を改めるものでございます。

中ほどの21条の3の関係は、所得割の税率を規定したもので、個人市民税の所得割の税率に係る改正で、所得割の区分ごとに3%、8%、12%とされていた現行税率を、一律6%に改正されたことによる改正でございます。

施行期日は後ほどの条例改正附則にございますが、19年4月1日でございます。

21条の4の改正は、現行の法人税割の税率を規定しました第21条の5を繰り上げるものでございます。

下8行から、次ページ11行までの21条の5の規定は、税源移譲に係ります所得割と個人市民税の配偶者控除、あるいは扶養者控除などの人的控除額の差によりまして負担額が生ずるため、減額措置を規定した調整控除が創設されたことに伴う改正でございます。

5ページになりますが、6行目、39条の4は、分離課税に係る所得税の税率に係る規定で、個人市民税の税率が一律6%に改正されたことに伴う改正でございます。

中ほど82条は、本則における市たばこ税の税率を改正するものでございます。

附則第4条の3の改正は、個人市民税の所得割を非課税とするか否かの算定に用いる加算額の改

正、あるいは21条の6の調整控除の規定が加えられたことによる改正でございます。

中ほどやや下の行からの附則第6条、それから6ページ1行から中ほどまでの附則第6条の2、同じく6ページの下11行までの附則第6条の3の関係は、法附則及び施行令の改正に伴う項ずれの改正と用語の整備でございます。

6ページ8行目から7ページの10行目までの、附則第7条の2の次に7条の3を加える改正につきましては、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除に係る規定で、税源移譲による所得税と個人市民税の負担増に伴いまして、減額措置として住宅ローン税額控除の創設がされたことに伴いまして、所要の改正を追加するものでございます。

7ページ中ほどやや下から6行目までの附則第9条は、住民税の分離課税に係る所得割の特例を定めたもので、第39条の4の退職所得に係る個人住民税の税額表が廃止されたことに伴う改正でございます。

下から5行目から8ページの11行までの、附則第10条の2の関係は、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告の規定で、特定優良賃貸住宅に係る減額措置が廃止されたことによるもの。それから、第3項、第4項をそれぞれ1項ずつ繰り上げる改正、それから法附則等の改正に伴う項ずれを改めるものでございます。

9ページ1行から11ページまでの附則第12条の関係は、宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度の固定資産税の特例に係る規定で、負担調整の見直しに伴う改正でございます。農地以外の土地につきましては、前年度の課税標準に当該年度の評価額の5%を加算して得た額を課税標準とした固定資産税額とする。

それから住宅用地は当該年度の評価額の80%を、非住宅用地につきましては当該年度の60%を課税標準の限度とした固定資産税とする。負担水準が0.8以上の住宅用地、または0.6以上0.7以下の非住宅用地につきましては固定資産税を据え置く。負担水準が0.7以上の非住宅用地につきましては、当該年度の評価額の70%を課税標準として固定資産税を引き下げるなどの規定でございます。

11ページ、下から4行目の附則第16条の2につきましては、たばこ税の税率の特例を規定したものでございますが、市たばこ税の引き上げ時期と税率の改正で、平成18年7月1日から普通たばこ税を1,000本当たり3,298円に、「わかば」「エコー」など旧3級品につきましては、1,000本当たり1,564円に改正するものでございます。

大きく飛んで、15ページをお願いいたします。

15ページ、下から10行目から18ページの9行目までの附則第19条の5の規定は、条約適用リスト、及び条約適用配当に係ります市民税の課税の特例を規定したもので、租税条約の運用がある場合には条約相手国が団体課税選択を導入し、当該国の団体が団体課税を選択した場合には、日本に居住する構成員に対して、本来課税すべき税額を課するために所要の改正を整備したものでございます。

18ページ下10行から19ページにわたります第2条による改正につきましては、先ほど附則第19条の5として加えられた改正規定を、さらに施行日をかえて改正する規定でございます。

下から3行目までの改正条例附則の第1条につきましては、施行期日を定めたものでございます。また、下から2行目から23ページの7行の第3条の規定につきましては、個人の市民税に係り

まず経過措置、それから第4条につきましては固定資産税、中ほどからの第5条につきましては、市たばこ税に係ります経過措置でございます。

引き続きまして、都市計画税の一部改正のご説明を申し上げます。

3ページから4ページの下から11行までの附則第4項から第7項までの規定、及び5ページの中段やや下から6ページの上7行目までの附則7、8、9の改正につきましては、市税条例における固定資産税と同様に負担調整の見直しによるもので、見出しにおける年度を改めますとともに、前年度の課税標準に当該年度の評価額の5%を加えて都市計画税を算定するなどのほか、負担水準に応じて税負担の据え置き、あるいは引き下げなどについて、それぞれ所要の規定を整備したものでございます。

戻っていただきまして、4ページ下5行からの附則第13項につきましては、法附則の項ずれと、第13項を第14項に改正するものでございます。

それから、上から7行目の附則第11項の削除におきましては、著しい土地下落に対応した、臨時的な税負担の据え置き措置が廃止されたことによる改正でございます。

6ページの中ほどの改正条例の附則につきましては施行期日、それから経過措置を定めたものでございます。

引き続き、国保税条例の一部改正でございます。

3行目から9行目における附則第11項の改正につきましては、公的年金控除の見直し、及び老年者控除の廃止に伴いまして、経過措置が設けられたことによる所要の規定を整備したもので、9行目の後半部分の附則第19項の改正から、下6行目までの附則第12項に係ります改正は、法附則の改正に伴う項ずれ、それから附則第12項から第15項が加えられたことにより、それぞれ項番号を繰り下げるなどの改正でございます。

下4行から5ページの10行目までの附則第12項から第15項を加える改正につきましては、先ほど申し上げました公的年金控除の見直し、及び老年者控除の廃止に伴いまして、18年度分、19年度分の国保税に係ります経過措置の部分でございます。17年度分の個人市民税の公的年金控除、または老年者控除の適用を受けた場合において、附則第12、第13項は、国保税の均等割、平等割の軽減判定におきまして、総所得から28万円、22万円をそれぞれ控除して計算するというところでございます。

附則第14項から第15項は、国保税に係ります所得割額の算定の特例で、総所得金額から平成18年度、19年度において、それぞれ13万円、7万円を控除し、所得割を算定することを規定したものでございます。

中ほどやや上から次ページにわたります附則第24項、第25項につきましては、条約適用リストを利子、配当等に係ります保険税の特例を規定したもので、租税条約の適用がある場合の利子、配当に対する国保税の課税につきましては、市民税にあわせまして所要の規定の整備を図ったものでございます。

改正条例附則につきましては、条例の施行期日及び適用区分を定めたものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案につきましては会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することと決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第150号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

次に、議案第151号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

次に、議案第152号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

日程第7．議案第153号から同第158号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第153号から同第158号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第153号から議案第158号までは、平成17年度の一般会計補正予算及び特別会計補正予算の専決処分の報告でありまして、事業の確定に伴いまして予算の整理を行いたいものでございます。

議案第153号の一般会計の補正予算では、歳入歳出それぞれ1億5,009万円を追加し、総額を307億8,845万円といたしております。

議案第154号の国民健康保険事業特別会計補正予算では、歳入歳出それぞれ517万円を追加し、総額を44億2,588万円といたしております。

議案第155号の介護保険事業特別会計補正予算では、歳入歳出それぞれ45万円を追加し、総額を42億2,344万円といたしております。

議案第156号の公共下水道事業特別会計の補正予算では、歳入歳出それぞれ219万円を減額し、総額を32億6,293万円といたしております。

議案第157号の集落排水・浄化槽事業特別会計の補正予算では、歳入歳出それぞれ171万円を追加し、総額を3億2,878万円といたしております。

議案第158号の簡易水道事業特別会計の補正予算では、歳入歳出それぞれ151万円を減額し、総額を3億149万円といたしております。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長に説明をいたさせます。

以上であります。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

それでは議案第153号、平成17年度一般会計補正予算（第7号）の専決処分について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、年度末の3月31日付で整理補正したものであります。従前、旧糸魚川市では、年度末に予算の執行残や不用額を減額する整理補正を、一応予算全般にわたって行っておりましたけれども、今回の補正は事業費の確定に伴い歳出予算の増額が必要なもの、もしくは国・県の補助金や起債、基金等に変更が生じまして、財源の整理補正が必要なものに限定しておりますので、ご理解を願いたいと思います。

それでは歳入歳出とも事項別明細書により、主要な事項のみ説明をさせていただきたいと思えます。予算書の18ページ、19ページをごらん願います。

まず、歳出の2款、総務費、1項3目の財産管理費、基金積立金で1億7,018万3,000円の増額ですけれども、福祉基金積立金につきましては200万円の大口寄附金があり、一応基金に積み立てるものでありますし、北陸新幹線基金積立金につきましては、北陸新幹線に伴い大和川地区

公民館の建物移転補償費の一応基金への積み立てであります。建て替え事業につきましては、18年度で実施する予定であります。

続きまして、11目、諸費、国・県支出過年度返還金275万1,000円につきましては、保育所や在宅福祉関係の補助金の精算に伴う返還金であります。

めくってもらいまして22ページ、中段、6款、農林水産業費の3項2目、水産業振興費、沿岸漁業振興事業で97万5,000円の減額ですけれども、能生漁港内に交流基盤整備としまして、体験学習施設を建設した事業の確定によるものであります。財源につきましても国庫補助金から、間接補助の県補助金に財源が変更になったものであります。

続きまして、24ページ、7款、商工費、1項2目、商工業振興費、中小企業等振興事業321万円の増額ですけれども、産業育成支援貸付金等が貸付件数、金額とも3月に急増したことによります追加であります。

8款、土木費、2項4目、道路新設改良費ですけれども、その事業の中で3番目、北陸新幹線沿線道路整備事業458万円の減額ですけれども、寺町押上間の沿道整備に伴いますガス、水道、下水道管の移転補償が、実績によりまして精算するものであります。

下段の4項1目、砂防費、内容は26ページの方ですけれども、急傾斜地崩壊対策事業費71万円の減額ですけれども、急傾斜地崩壊対策事業としまして、青海地域の宮花地区等の事業費の確定に伴う県負担金の減額であります。

めくってもらいまして28ページ、中段の10款、教育費の一番最下段になりますけれども、1項3目、学校建設費1,450万円の減額になっております。内容は30ページの方をごらん願いたいと思います。

下早川小学校体育館整備事業730万円の減、それから1段おいて中能生小学校体育館整備事業720万円の減ですけれども、いずれも工事管理を業者に委託しないで、市職員で実施することにより減額補正したものでございます。

また、中ほどの田沢小学校整備事業につきましては、補正額はないですけれども、平成17年度の事業確定によります精算で、財源変更をしております。

以上、3校とも補助単価の嵩上げ等によりまして、国庫補助金、負担金が増額になった関係で、市債、それから基金繰入金を減額をしております。

以上が、歳出の概要であります。

続きまして、歳入につきまして、12ページ、13ページをごらん願いたいと思います。

まず、10款、地方交付税で1節の地方交付税につきましては、今回の補正で必要な一般財源を交付税で予算化したものであります。

14款の国庫支出金と15款の県支出金、一括してご説明申し上げます。

この中で、それぞれ国庫負担金の学校建設費負担金、それから国庫補助金の学校建設費補助金、先ほど歳出の方で申しましたとおり田沢小学校の改築分と、下早川、中能生小学校の体育館の改築分であります。

それから、1節の国庫補助金の水産業費補助金、それから県補助金の水産業費補助金につきましては、先ほど歳出で申しましたとおり体験学習施設整備の補助金によるものでして、国庫補助金から県補助金への振り替えであります。

16 款の財産収入につきましては、ごらんとおりであります。

14 ページ、17 款の寄附金の 1 項 2 目、民生費寄附金につきましては、先ほども申しましたとおり、大口寄附金 200 万円によるものであります。

18 款、繰入金ですけれども、9 節の学校整備基金繰入金につきましては、田沢小学校建設分の財源変更に伴う充当減であります。

10 節の文化スポーツ振興基金繰入金につきましては、歴史民俗資料館のトイレ改修等で 500 万円、それから総合体育館の駐車場整備の関連で 500 万円ずつ充当しております。

それから 20 款の諸収入、2 目の雑入で教育費雑入ですけれども、大和川地区公民館の移転補償の追加分であります。

21 節、市債につきましては、数多くありますけれども、全体としまして 1 億 1,050 万円の減となっております。財源整理によりまして、減額となったものであります。

以上で、歳入の説明を終わらせてもらいます。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

議案第 154 号、平成 17 年度系魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分についてご説明申し上げます。

12 ページ、歳出につきましては、9 款 1 項 3 目、償還金 516 万 8,000 円の追加は、旧能生町、青海町に係る国庫支出金の精算によるものであります。

10 ページ、歳入では、2 款 1 項 1 目、療養給付費等負担金 516 万 5,000 円の追加は、旧系魚川市分の国庫支出金の精算に伴うもので、9 款 1 項 2 目、その他繰越金の 3,000 円の追加は、歳出に充てさせていただくものであります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

議案第 155 号、平成 17 年度系魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）のご説明をいたします。12、13 ページをごらんをいただきたいと思います。

歳出であります。1 款、総務費の一般管理費職員人件費におきまして 44 万 8,000 円の追加になります。中身は時間外勤務手当の実績による精算であります。

続きまして、1 枚元へ戻していただきまして、10 ページ、11 ページ、歳入であります。8 款、繰入金で、一般会計繰入金 44 万 8,000 円の追加でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松沢ガス水道局長。〔ガス水道局長 松沢忠一君登壇〕

ガス水道局長（松沢忠一君）

議案第156号、平成17年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について説明をさせていただきます。

まず、12、13ページをお願いします。

1款、公共下水道事業では218万7,000円を減額し、14億7,646万4,000円とするもので、1項1目、総務管理職員人件費を増額するもので、起債対象事業と補償工事業の減額に伴う事務費給料分の減額のための補正であります。

2項1目、汚水処理維持管理費につきましては、財源の変更を行うものです。

4項1目、青海事業区処理場建設費を減額するもので、補助事業費における事務費の調整であります。

4項2目、糸魚川事業区汚水幹線築造工事を増額するもので、補助事業費における事務費の調整であります。

4項2目、糸魚川事業区汚水枝線築造事業を減額するもので、起債事業費における事務費の調整であります。

続きまして、14、15をお願いします。

4項2目の糸魚川事業区公共下水道補償工事を減額するもので、補償工事費における事務費の調整であります。

4項2目、青海事業区管渠更正事業費を減額するもので、補助事業費における事務費の調整であります。

4項3目、糸魚川事業区雨水幹線整備事業を減額するもので、補助事業費における事務費の調整であります。

続きまして、2款、公債費については、財源の変更を行うものであります。

次に、歳入について説明をいたします。10、11ページをお願いいたします。

1款、分担金及び負担金では、87万8,000円減額し、6,985万7,000円とするもので、1項1目において、受益者負担金、滞納繰越分の減額を見込んでいるものであります。

2款、使用料及び手数料では、239万7,000円を増額し、6億260万2,000円とするもので、1項1目において下水道使用料、滞納繰越分の増額を見込んでいるものであります。

5款、繰入金では370万6,000円を減額し、15億8,811万円とするもので、1項1目において歳出予算の増減に伴い、一般会計繰入金の調整をさせていただくものであります。

以上で、議案第156号の説明を終わります。

続きまして、議案第157号、平成17年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

12、13ページをお願いします。歳出から説明をさせていただきます。

1款、総務費では471万3,000円を増額し、3,313万5,000円といたすもので、1項1目において農業集落排水事業の決算見込みにより、償還準備基金積立金を増額するものであります。

4款、浄化槽事業では、300万6,000円を減額し、1億1,826万3,000円といたす

もので、2項1目において事業費見込額を減額するものであります。

次に、歳入について説明いたします。10、11ページをお願いします。

3款、国庫補助金では52万9,000円を増額し、3,198万6,000円といたすもので、浄化槽事業補助申請額を増額するものであります。

6款、繰入金では9万4,000円を減額し、1億2,925万5,000円といたすもので、農業集落排水事業の償還準備基金積立金の増額に伴い、他会計からの繰入金を218万6,000円増額するものであります。

8款、諸収入では377万2,000円を増額し、699万7,000円とするもので、消費税還付金であります。

9款、市債では250万円を減額し、5,090万円とするもので、歳出、4款の減額に伴い変更を行うものであります。

以上で、議案第157号の説明を終わります。

続きまして、議案第158号、平成17年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、説明をさせていただきます。

12、13ページの歳出から説明をいたします。

1款、総務費では27万6,000円を増額し、5,051万8,000円とするもので、1項1目において人件費の増額であります。

3款、新設改良費では178万5,000円を減額し、1億4,340万3,000円とするもので、1項1目において糸魚川区域新設改良事業では、簡易水道事業債借入額確定による財源変更を行うものであります。

また、能生区域新設改良費では、能生ガス供給所火災に伴いまして焼失いたしました簡易水道設備の再構築工事費につきまして、昨年12月議会で1,680万円補正要求したものが1,501万5,000円で済み、また、この工事費満額が、建物総合損害災害共済金で充当できたことから、収支調整を行うものでございます。

次に、歳入について説明をいたします。10、11ページをお願いします。

5款、繰入金では2,160万円を減額し、7,166万7,000円とするもので、1項1目で基金積立金を1,680万円減額するものであります。これは先ほど申しました建物共済からの全額補てんができましたので、基金繰入金が不用となったものであります。

また、2項1目では、他会計繰入金を480万円減額するものであります。8款、市債の増額に伴い財源変更を行うものであります。

6款、繰越金では27万6,000円を増額し、1,916万9,000円とするもので、前年度繰越金であります。

7款、諸収入では1,501万5,000円を増額し、2,023万2,000円とするもので、災害共済金を計上したものであります。

8款、市債では480万円を増額し、6,500万円とするもので、早川簡易水道事業に対し借入額が確定したため、差額を計上したものであります。

以上で、議案第158号の説明を終わります。

よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

議長（松尾徹郎君）

以上で、説明が終わりました。

ここで昼食時限のため午後１時まで休憩といたします。

午後０時０５分 休憩

午後１時００分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

説明が既に終わっておりますので、これより質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

３０番（松田 昇君）

議案第１５３号の、ページ数で言うと３１ページ工事監理業務委託料、上段と中段にある７３０万円と７２０万円が減額をされたと。説明では市職員でやるということなんですが、今回の議案で出てる、例えば１６２号、１６３号の青海事務所、あるいは大和川地区公民館も含めて、こういう事業についてもやっぱりとてもいいことなんです、これは。ですから、そういうことも含めてできないのかということを考えるんですが、ちょっと議案とあれなんですが、要は将来的にいいことなんで、できないかということ、まずお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

神喰建設課長。〔建設課長 神喰重信君登壇〕

建設課長（神喰重信君）

お答えを申し上げます。

原則的に職員が設計監理、施工監理をすればふさわしいわけですが、ただ、やはり業務量によりまして委託をしたりというような状況が現況でございます。

このたび体育館ということもございまして、正職員で何とか対応してるわけですが、やはり事業が大規模と言いますか、専門性の高いものについては、やっぱり外部委託も必要だということで、その辺、線引きがはっきりしてございませんが、なるべく職員の研さんの意味からも、対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

３０番（松田 昇君）

職員の研さん、まさに職員が研さんをして、いろんなところで取り組めるやっぱり手法というのは、必要だと思うんですね。今、建設課が中心だと思うんですが、例えばこういう仕事ができる職員は、今何名おいでになるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

神喰建設課長。〔建設課長 神喰重信君登壇〕

建設課長（神喰重信君）

お答えいたします。

設計士といたしましては4名でございます。そのうち係長、それから住宅業務を兼ねている職員もおりますので、実質的には3～3.5名程度ということでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

市の職員の年収といたら恐らく700万円だと、約なんですけど、そう思っているんです。この730万円、720万円といたら、市の職員2人分の年間の職員費なんです。ですから課長が言われるように、私はとてもいいことなんでぜひ研さんをさせて、いろんな取り組みをしていただきたい。そのことによって、財源が削減できる部分は削減してほしいなと、こんな思いをしておりますので、今後の要望も含めて終わります。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案につきましては会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することと決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第153号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

次に、議案第154号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

次に、議案第155号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

次に、議案第156号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

次に、議案第157号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

次に、議案第158号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

日程第8．議案第162号から同第164号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第8、議案第162号から同第164号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第162号は契約の締結についてでありまして、青海事務所・消防分署建築工事の工事請負契約を締結いたしたいものであります。

契約金額は2億3,310万円で、契約の相手方は、田辺建設株式会社北陸支店であります。

工事の概要は、鉄骨造り2階建てで、延床面積1,356平方メートル、工期は契約締結の日から270日間であります。

議案第163号は契約の締結についてでありまして、大和川地区公民館新築工事の工事請負契約を締結いたしたいものであります。

契約金額は1億9,635万円で、契約の相手方は、後藤・藤木特定共同企業体であります。

工事の概要は、鉄骨造り平屋建てで、延床面積1,018平方メートルで、工期は契約締結の日から330日間であります。

次に、議案第164号は財産の取得についてでありまして、多種多様な災害事象に対応できる消防力の強化を図るため、消防青海分署配備の災害対応特殊消防ポンプ自動車1台分を取得いたしたいものであります。

取得予定価格は3,798万9,000円で、契約の相手方は、高坂防災株式会社であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務財政常任委員会に付託いたします。

日程第9．議案第159号から同第161号まで、議案第165号から同第169号まで、
議案第173号から同第175号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第9、議案第159号から同第161号まで、議案第165号から同第169号まで、議案第173号から同第175号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第159号は、グリーンメッセ能生条例の制定についてでありまして、指定管理者制度を導入し、施設の一体的管理を行うため必要な事項を定めたいものであります。

議案第160号は、スキー場等条例の一部改正でありまして、シャルマン火打スキー場に指定管理者制度を導入し、シーサイドバレースキー場を公の施設として設置するため、必要な事項を定めたいものであります。

議案第161号は、都市公園条例の一部改正についてでありまして、第1テニスコートを廃止するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第165号の指定管理者の指定は、グリーンメッセ能生を火打山山麓振興株式会社に平成18年7月1日から平成20年3月31日まで、議案第166号の指定管理者の指定は、シャルマン火打スキー場を火打山山麓振興株式会社に平成18年7月1日から平成20年3月31日まで、議案第167号の指定管理者の指定は、シーサイドバレースキー場を株式会社系魚川シーサイドバレーに、平成18年9月1日から平成20年3月31日まで、それぞれ指定したいので、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第168号及び議案第169号は、市道の廃止及び認定でありまして、議案第168号は、梶屋敷住宅線など市道2路線の廃止について、議案第169号は、梶屋敷住宅線など市道5路線の認定について、それぞれ議会の議決をお願いいたしたいものであります。

次に、議案第173号は、平成18年度の公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ3億2,998万円を追加し、総額を35億7,976万円といたしております。

歳出の主なものは、雨水幹線整備事業及び市債返還元金の追加であり、歳入の主なものは、国庫支出金及び市債の追加であります。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

議案第174号は、平成18年度の集落排水・浄化槽事業特別会計の補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ700万円を追加し、総額を3億8,253万円といたしております。

歳出では、施設建設費を追加し、歳入の主なものは、繰入金の追加であります。

議案第175号は、平成18年度の簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ4,401万円を追加し、総額を6億9,623万円といたしております。

歳出では、早川簡易水道建設事業の追加及び基金積立金の減額をし、歳入の主なものは、国庫支出金及び市債の追加であります。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

すみません。お詫びをいたしまして、訂正をさせていただきたいと思っております。

「火打山麓」振興株式会社と申さなくてはいけないところを、「火打山山麓」と申し上げまして、失礼をいたしました。火打山麓振興株式会社に改めさせていただきます。よろしくようお願いいたします。

す。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

議案第166号、指定管理者の指定についてであります。スキー場の営業期間と重なっていないと思うんですが、指定期間を平成18年7月1日から平成20年3月31日までとしたのは、どういうふうな理由からなのか伺いたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

田鹿商工観光課長。〔商工観光課長 田鹿茂樹君登壇〕

商工観光課長（田鹿茂樹君）

お答え申し上げます。

指定管理者制度につきましては、年次ごとということですが、指定管理者がかわらない限りは、営業は継続されるということで、3月31日でいったん事業を切りまして、また4月1日からそのまま継続という形に移行するという考え方から、3月31日で1回切っておるものがございます。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

平成20年3月31日までとしましたのは、今の指定管理者制度全体の暫定猶予の関係で、2年間ということですので、このシャルマンにつきましても、一応いったんはそういうことで、指定管理期間を定めたいというものであります。

ただ、この近くになりますと、また当然ながら営業の継続性の関係から、またその辺については変更もあり得ますけれども、今現在の指定管理の中では、平成20年3月31日で暫定期間ということで、そこでいったんさしてもらおうということでもあります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

そうしますと、もし指定管理者がかわるという場合、営業期間であればその期間を継続して、例

えば5月31日まで延ばして、それ以降かわるということに実質的にはなるんでないかと、もしかわる場合に、というふうに考えればよろしいんですか。途中でやめてくれと言うわけには、いかないわけですよね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

そういうことも想定されますが、一応、全体の指定管理者制度の中で、平成20年3月31日ということで、いったんは決めさせてもらいたいということであります。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第10．議案第171号及び同第172号

+

議長（松尾徹郎君）

日程第10、議案第171号及び同第172号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第171号は、平成18年度の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ926万円を追加し、総額を43億5,726万円といたしております。

歳出の主なものは、老人保健医療費拠出金の追加であり、歳入では、繰入金及び繰越金を追加いたしております。

議案第172号は、平成18年度の老人保健医療特別会計の補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ3,777万円を追加し、総額を63億2,824万円といたしております。

歳出の主なものは、支払基金等返還金の追加であり、歳入の主なものは、国庫支出金の追加であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第 11 . 議案第 170 号

議長（松尾徹郎君）

日程第 11、議案第 170 号、平成 18 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第 170 号は、平成 18 年度の一般会計補正予算（第 1 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 2 億 8,767 万円を追加し、総額を 289 億 867 万円といたしております。

歳出の主なものは、2 款、総務費では、携帯電話不感地域解消事業による能生地域の島道地区と徳合仙納地区の不感解消。新幹線残土処理場であった信越化学鉱山跡地の歌いこいの森整備、県からの権限移譲によるパスポートの発給のための事業費の追加。

7 款、商工費では、景気対策緊急特別資金の追加、及びスキー場の指定管理者制度移行に伴う予算調整。

9 款、消防費では、市内全小学校、及び主要施設に 36 台の除細動器の追加配備。

11 款、災害復旧費では、現年公共土木施設災害復旧事業の追加による、根知地区の火打山梨の木線の復旧。

13 款、諸支出金では、普通財産の取得事業を追加し、青海産業団地地内の私有地を進出企業に貸与するため、土地開発基金から買い戻すための用地取得費を追加いたしております。

歳入の主なものは、使用料及び手数料の減額、並びに国庫支出金、繰越金、諸収入及び市債の追加であります。

なお、債務負担行為の補正、地方債の補正は、それぞれ第 2 表、第 3 表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

+

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。
付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によってご了承願います。

日程第 1 2 . 陳情第 3 号から同第 5 号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第 1 2、陳情第 3 号から同第 5 号までを一括議題といたします。

本定例会において本日まで受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております陳情第 4 号は、総務財政常任委員会に、陳情第 3 号及び同第 5 号については、建設産業常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1 時 2 4 分 散会

+

+

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+